



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

743 随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
744 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	8
745 漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課).....	8
746 道路の区域変更	(道路保全課).....	9
747 //	(//).....	9
748 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	10
749 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//).....	10

○ 正誤

令和2年5月12日付け和歌山県報第105号目次中	11
--------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第743号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 県税運営システム
 - ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(エ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円

(カ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(ク) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(ケ) 利子割額明細書入力処理	1回当たり	21,300円
(コ) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(サ) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(シ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(ス) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(セ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(ソ) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(タ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(チ) オンライン処理	1回当たり	7,289円
(ツ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(テ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(ト) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(ナ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(ニ) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ヌ) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ネ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ノ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ハ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ヒ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(フ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円

(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理	1回当たり	19,800円
(エ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(オ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(キ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(ケ) 総務省報告処理	1回当たり	71,200円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(ク) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ケ) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(キ) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(キ) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円

ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	622円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	622円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(サ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(シ) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(ス) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	40,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1回当たり	29,215円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	46,000円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,546円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	3,175円
(ス) 仮消し込み反映処理	1回当たり	830円
(セ) 本消し込み反映処理	1回当たり	489円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 地方法人特別税月次集計処理	1回当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1回当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1回当たり	3,585円

(オ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1回当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成処理	1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成処理	1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1回当たり	98,824円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,318円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,889円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,444円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,444円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円
ソ システム関連調査		
(ア) システム影響度調査処理	1人日当たり	40,000円
タ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用	1台当たり	78,037円
(イ) 端末機等運用	1台当たり	8,161円
(ウ) プリンタ等運用	1台当たり	9,633円
(エ) ネットワーク機器運用	1台当たり	5,468円
(オ) サーバ機等保守	1台当たり	32,747円
(カ) 端末機等保守	1台当たり	3,951円
(キ) プリンタ等保守	1台当たり	2,194円
(ク) ネットワーク機器保守	1台当たり	1,910円
(ケ) 回線運用	1回線当たり	36,000円
(コ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(サ) 情報セキュリティ対策(サーバ機等)	1台当たり	97,075円
(シ) 情報セキュリティ対策(端末機等)	1台当たり	78,771円
(ス) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円

ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ミ) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円

(キ) 納税通知書データ作成処理 (バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理 (バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞繰完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,647円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理 (現年及び滞繰)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理 (現年及び滞繰)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理 (バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理 (バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成処理	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円

(ウ) 各種リストテープ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,430円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
(ア) 自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
(イ) 自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	622円
(ウ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第744号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年6月15日まで縦覧に供する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

令和2年5月15日

2 名称

特定非営利活動法人優起の会

3 代表者の氏名

間三千夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠本21番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児とその家族に対して、障害児には言語療法を中心とした療育を行うと共に、またその家族に対してはカウンセリングを中心に精神的な援助を行うことをもって、社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第745号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条に定める養殖業

（養殖業の種類）

小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業及び小割り式三年魚はまち養殖業

名 称	単位漁場区域
衣奈	和特区第754号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市下鞆淵字露谷580番1地先から同市下鞆淵字露谷605番5地先まで	旧	4.74 } 8.20	210.19	
同上	新	9.03 } 55.53	210.19	

和歌山県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市新田広芝字南垣内375番1地先から同市新田広芝字村前318番1地先まで	旧	8.15 } 12.47	132.78	
同上	新	10.13 } 13.98	132.78	

和歌山県告示第748号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
畑野（428）、名手上東（532）、芦立（534）、荒見2（535）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第749号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年5月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
玉川右支溪（5-388-1-004）、玉川右支溪（5-388-2-004）、玉川右支溪（5-388-2-005）、玉川右支溪（5-388-2-007）、玉川右支溪（5-388-2-008）、玉川左支溪（5-388-2-009）、熊瀬川西垣内1（Ⅱ-4789）、熊瀬川西垣内2（Ⅱ-4790）、西垣内2（Ⅱ-4791）、熊瀬川西垣内3（Ⅱ-4793）、熊瀬川西垣内4（Ⅱ-4796）、熊瀬川西垣内5（Ⅱ-4798）、熊瀬川西垣内6（Ⅱ-4805）、熊瀬川西垣内7（Ⅱ-4806）、熊瀬川岡田2（Ⅱ-4814）、熊瀬川岡田3（Ⅱ-4819）、熊瀬川岡田5（Ⅱ-4833）、熊瀬川岡田6（Ⅱ-4836）、熊瀬川岡田7（Ⅱ-4842）、熊瀬川岡田8（Ⅱ-4854）、熊瀬川岡田9（Ⅱ-4870）、熊瀬川1（Ⅱ-4880）、熊瀬川2（Ⅱ-4882）、熊瀬川3（Ⅱ-4884）、熊瀬川4（Ⅱ-4885）、熊瀬川5（Ⅱ-4886）、熊瀬川6（Ⅱ-4887）、熊瀬川7（Ⅱ-4889）、熊瀬川8（Ⅱ-4934）、熊瀬川9（Ⅲ-2706）、堂垣内（Ⅰ-1281）、平（Ⅰ-1282）、西本庄1（Ⅱ-4895）、西本庄3（Ⅱ-4898）、西本庄4（Ⅱ-4899）、熊瀬川（101）（Ⅱ-50783）、熊瀬川（102）（Ⅱ-50784）、熊瀬川（103）（Ⅱ-50785）、熊瀬川（104）（Ⅱ-50786）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

正 誤

令和2年5月12日付け和歌山県報第105号目次中

ページ	誤	正
1	(道路建設課)	(道路保全課)